

令和2年度

富山県内部統制評価報告書審査意見書

富山県監査委員

監 委 第 3 2 号

令和 3 年 9 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗 殿

富山県監査委員 篠 岡 貞 郎

富山県監査委員 永 森 直 人

富山県監査委員 天 坂 幸 治

富山県監査委員 伊 東 尚 志

令和 2 年度富山県内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 2 年度富山県
内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

第 1 審査の概要

令和 2 年度富山県内部統制評価報告書の審査にあたっては、富山県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成 31 年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われていたか

を主眼として、関係者の説明を求めるとともに、定期監査などの結果を参考にして審査を行った。

第 2 審査の結果

令和 2 年度富山県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。